

国保にご加入の皆さんへ

高額療養費制度が変わります。

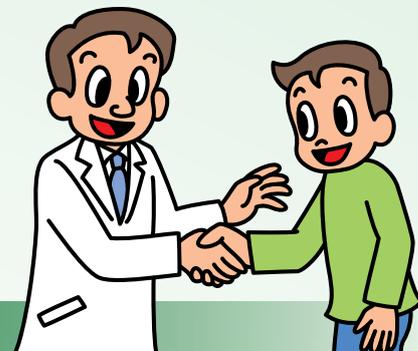
70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が、平成27年1月から下記のように変更になります。このことにより、所得要件が細分化され、皆さんの所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。

なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

【高額療養費制度とは】

1カ月の医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えたとき、高額療養費としてその超えた分が払い戻される制度です。

自己負担限度額は、70歳未満か70～74歳かで異なり、また、所得によっても異なります。



70歳未満の方の自己負担限度額

平成26年12月診療分まで			平成27年1月診療分から		
区分	所得要件	自己負担限度額	区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円+ (総医療費－ 500,000円) × 1% 〈多数回該当※：83,400円〉	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (総医療費－ 842,000円) × 1% 〈多数回該当：140,100円〉
			イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費－ 558,000円) × 1% 〈多数回該当：93,000円〉
B 一般所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円+ (総医療費－ 267,000円) × 1% 〈多数回該当：44,400円〉	ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費－ 267,000円) × 1% 〈多数回該当：44,400円〉
			エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
C 低所得者	住民税 非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉	オ	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉

※同じ月の複数の医療機関などにおける自己負担（同一医療機関で同じ月に21,000円以上であること。）は合算できます。

70～74歳の方の自己負担限度額（変更なし）

所得区分	所得要件	自己負担限度額	
		外来（個人単位）	入院・世帯単位
現役並み所得者	課税所得 145万円以上	44,400円	80,100円+ (総医療費－ 267,000円) × 1% 〈多数回該当※：44,400円〉
一般所得者	課税所得 145万円未満	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※同一医療機関などにおける自己負担では上限額を超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関などにおける自己負担を合算できます。

※平成27年1月以降は同一世帯の国保被保険者（70～74歳までの方）の所得合計が210万円以下である場合も、所得区分が「一般所得者」となります。

※多数回該当…過去12カ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に、4回目から適用される限度額です。

【限度額適用認定証について】

70歳未満の方と70歳以上で住民税非課税世帯の方は、事前に限度額適用認定証の交付を受けて医療機関に提示すると、精算時に保険適用の医療費負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

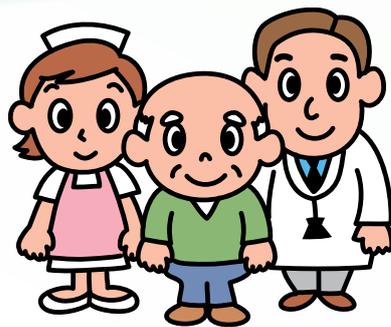
高額療養費制度の改正により、平成27年1月から使用する限度額適用認定証の区分表記が変更となりますので、平成26年8月以降、70歳未満の方で限度額適用認定証の交付を受けた方については、平成26年12月下旬に差し替え分を送付します。

■問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階④番窓口内線128）

後期高齢者医療制度のお知らせ

保健事業実施計画に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合 保健事業実施計画(案)に 関する住民意見募集について



北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村と連携して、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

このたび、広域連合では、被保険者の皆さんが、地域で自立した生活を少しでも長く送ることができるよう、効果的で効率的な保健事業を積極的に進めていくための、「北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（案）」を策定しました。

この保健事業実施計画の策定にあたり、次のとおり広く皆さんからご意見を募集します。

◆募集案件について

【募集案件】 『北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（案）』について

【募集期間】 12月10日～平成27年1月9日（必着）

◆公表する資料について

『北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（案）』

◆資料および募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ（<http://iryokouiki-hokkaido.jp>）に掲載するとともに下記で配布しています。



問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係
(1階④番窓口☎485-2111内線127)